

令和4年長浜市議会定例会

令和5年3月定例会議会

報告・資料

- 2 指定専決処分した事項について（報告）
- 5 令和5年度徴収計画

指定専決処分した事項について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をした。

番号	専決 処分日	事件内容	相手方	損害賠償額	担当課
指定専決 第 20 号	令和 4 年 11 月 28 日	令和 3 年 12 月 22 日 長浜市西主計町地先にて発生した、公用自動車による物損事故		85,911 円	道路河川課
指定専決 第 21 号	令和 4 年 12 月 5 日	令和 4 年 2 月 23 日長 浜市宮部町地先で発生 した、除雪車による物 損事故		71,500 円	道路河川課
指定専決 第 22 号	令和 4 年 12 月 21 日	令和 4 年 10 月 20 日 長浜市新庄馬場町地先 にて発生した、公用自 動車による物損事故		22,100 円	健康推進課

個人情報保護の観点から氏名等の取扱いについて、特段のご配慮をお願いします。

訴えの提起について

共有物の分割を求める訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和5年1月11日

長浜市長 浅見 宣義

1 相手方の住所及び氏名

2 請求の趣旨

- (1) 長浜市高月町高月字横田544番1の土地（以下「本件土地」という。）について次のとおり分割する。
 - ① 上記の土地を長浜市の単独所有とする。
 - ② 長浜市は相手方に対し、2,731円を支払え。
- (2) 相手方は、長浜市に対し本件土地の共有持分 $\frac{3}{2}$ 分の1について、共有物分割を原因とする共有持分移転登記手続きをせよ。
- (3) 訴訟費用は相手方の負担とする。
との判決を求める。

3 事件の概要

旧高月中学校跡地に存する本件土地については、元所有者が死亡後、相続登記未了の状態にあった。長浜市は、旧高月中学校跡地の利活用を推進するため、本件土地の元所有者の相続人と交渉し、持分につき順次寄附を受け、共有持分 $\frac{3}{2}$ 分の $\frac{3}{1}$ を取得した。寄附の承諾を得られないのは上記相手方のみである。

本件土地は、旧高月中学校の敷地の一部として用いられてきたこと、面積が僅少かつ帯状の袋地で、単独での利用が困難であり、周辺地とともに使用収益を行うことが合理的であることから、本件土地は長浜市がすべて取得し、相手方にはその持分に応じた価格を支払うべく、訴えを提起するものである。

4 訴訟遂行の方針

第一審判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

個人情報保護の観点から氏名等の取扱いについて、特段のご配慮をお願いします。

（総務部財政課）

令和5年度徴収計画

一般会計・特別会計

債権名	所管	区分	目標収納率	未収額の 見込【千円】	参考)前年度 未収額の 見込 【千円】	不納欠損額 見込 【千円】	滞納処分・強制 執行・法的措置 等見込【件】	各所管における取組
市税	税務課 滞納整理課	現年度分	99.2%	377,086	373,873	25,000	1,515	(市税:税務課) 1. 適正な評価・課税による信頼向上への取組 ①適正・公平な課税による納税者からの信頼を得るための知識向上 ②課税業務の効率化に向けたGXへの取組 2. 未収金の発生防止・抑制に向けた取組 ①確実・便利・安全な口座振替の勧奨 ②納税環境のさらなる充実による市民ニーズへの対応 ③納税における市民の利便性の向上 (保険年金課:国民健康保険料) 滞納者に発生した過誤納付金や療養費・高額療養費については、速やかに滞納分に充当を行い、また、滞納者に対する長期保険証の交付制限や、郵送による喪失手続受付、喪失勧奨による国保資格の適正化を図っています。広報紙やHP等による納付方法の周知と啓発も実施しています。 (保険年金課:後期高齢者医療保険料) 未納の累積している被保険者に対し、短期保険証を交付し、更新時の納付相談を促し、納付の機会を確保します。年度途中で年金特徴が停止となる対象者に対し、事前に口座振替の利用勧奨を促すことで、納め忘れの防止を図ります。 (介護保険課:介護保険料) 丁寧な制度説明を行い介護保険制度への理解を求めるとともに、納付啓発や納付相談に努め、新たな未収金の発生を防ぎます。 (幼児課:保育所保育料) 未納の早期完納のため、児童手当からの申出徴収の推奨をはじめとする納付指導等に取り組みます。 (滞納整理課) 適時に催告書を発送し、早期解消のための納付指導を行い、納付に応じない者には、法令等に基づき滞納処分等を適切に実施します。終息が見込めない新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵攻などにより社会経済情勢が悪化するなか、長期回収困難な事案の早期解消、未収金額の増加抑制など、課題は多岐に渡るため、状況を把握しながら滞納整理活動を行います。
		滞納繰越分	24.7%					
国民健康保険料(税)	保険年金課 滞納整理課	現年度分	95.0%	224,661	209,567	40,000		
		滞納繰越分	25.0%					
後期高齢者医療保険料	保険年金課 滞納整理課	現年度分	99.5%	9,353	7,055	282		
		滞納繰越分	50.0%					
介護保険料	介護保険課 滞納整理課	現年度分	99.7%	14,050	14,758	3,869		
		滞納繰越分	35.0%					
保育所保育料	幼児課 滞納整理課	現年度分	99.4%	3,503	3,684	498		
		滞納繰越分	23.0%					
放課後児童クラブ保護者負担金	子育て支援課	現年度分	99.9%	242	258	11	0	
		滞納繰越分	40.7%					
市営住宅使用料	住宅課	現年度分	97.3%	14,567	14,434	200	1	
		滞納繰越分	11.5%					
住宅改修資金貸付金等	住宅課	現年度分	96.3%	132,755	139,952	2,000	1	
		滞納繰越分	4.0%					
農業集落排水処理施設使用料	下水道総務課	現年度分	99.4%	4,642	4,785	56	1	
		滞納繰越分	36.5%					
学校給食費	すこやか教育推進課	現年度分	99.9%	1,104	970	0	0	
		滞納繰越分	50.0%					
合 計				781,963	769,336	71,916	1,518	

地方公営企業会計

債権名	所管	区分	目標収納率 (R4徴収計画 目標収納率)	未収額の 見込【千円】 (R4徴収計画 目標数値)	参考) 前年度 未収額の 見込 【千円】	令和5年度 不納欠損額 見込 【千円】	滞納処分・強制 執行・法的措置 等見込【件】 (R4年度見込 件数)	各所管における取組
公共下水道使用料	下水道総務課	現年度分	84.3%	337,481	335,897	5,000	130	督促・催告や納付指導により早期納付の促進に取り組み、新たな滞納者の発生を抑制します。また、財産調査の実施を強化し、納付意識の低い事案に対して速やかに滞納処分を実施します。
		滞納繰越分	87.7%					
公共下水道受益者負担金	下水道総務課	現年度分	100.0%	0	34	0	0	督促・催告や納付指導により早期納付の促進に取り組み、新たな滞納者の発生を抑制します。また、催告しても納付がない事案に対して速やかに滞納処分を実施します。
		滞納繰越分	100.0%					
合 計				337,481	335,931	5,000	130	

※病院事業分は、別途病院で決裁・議会報告